

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム 設立総会

次 第

令和元年 10月 8日（火）14：00～15：30
ホテルニューオータニ佐賀「鳳凰の間」
(佐賀市与賀町 1-2)

1. 開会

2. 主催者あいさつ

3. プラットフォームの概要・設立趣旨の説明 資料 1

4. 議事

第1号議案 プラットフォーム規約（案） 資料 2

第2号議案 令和元年度事業計画（案） 資料 3

第3号議案 令和元年度収支予算（案） 資料 4

5. 令和元年度研究分科会テーマの概要説明 資料 5

6. 閉会

再生可能エネルギー等イノベーション共創 プラットフォーム（CIREn） 概要説明

～再エネ先進県の実現を目指して～

令和元年10月 8日

佐賀県産業労働部
新エネルギー産業課

1

プラットフォーム設立の背景

再生可能エネルギー関連分野の産業創出に向けたこれまでの県の取組



しかし…

近年のエネルギー関連分野の高度化・複雑化



県内の企業や大学、試験研究機関等の持つ知的資源等を結集し、
新たなイノベーションを起こす体制づくりが必要

本日

県 佐賀大学

「再エネ先進県実現に向けた連携協定」締結

プラットフォームを
共同で設立

2

設立の趣旨

県は平成29年度末に「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」を策定

構想によって目指す姿

佐賀発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で
日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献！

プラットフォームの設立目的

構想の実現に向けオープンイノベーションを基軸に
産学官連携による再エネ等の研究開発や市場開拓を進めることで
県内の関連産業創出を加速させる

SDGs（持続可能な開発目標）



の目標達成への貢献も目指す

3

活動方針

○主な構成員



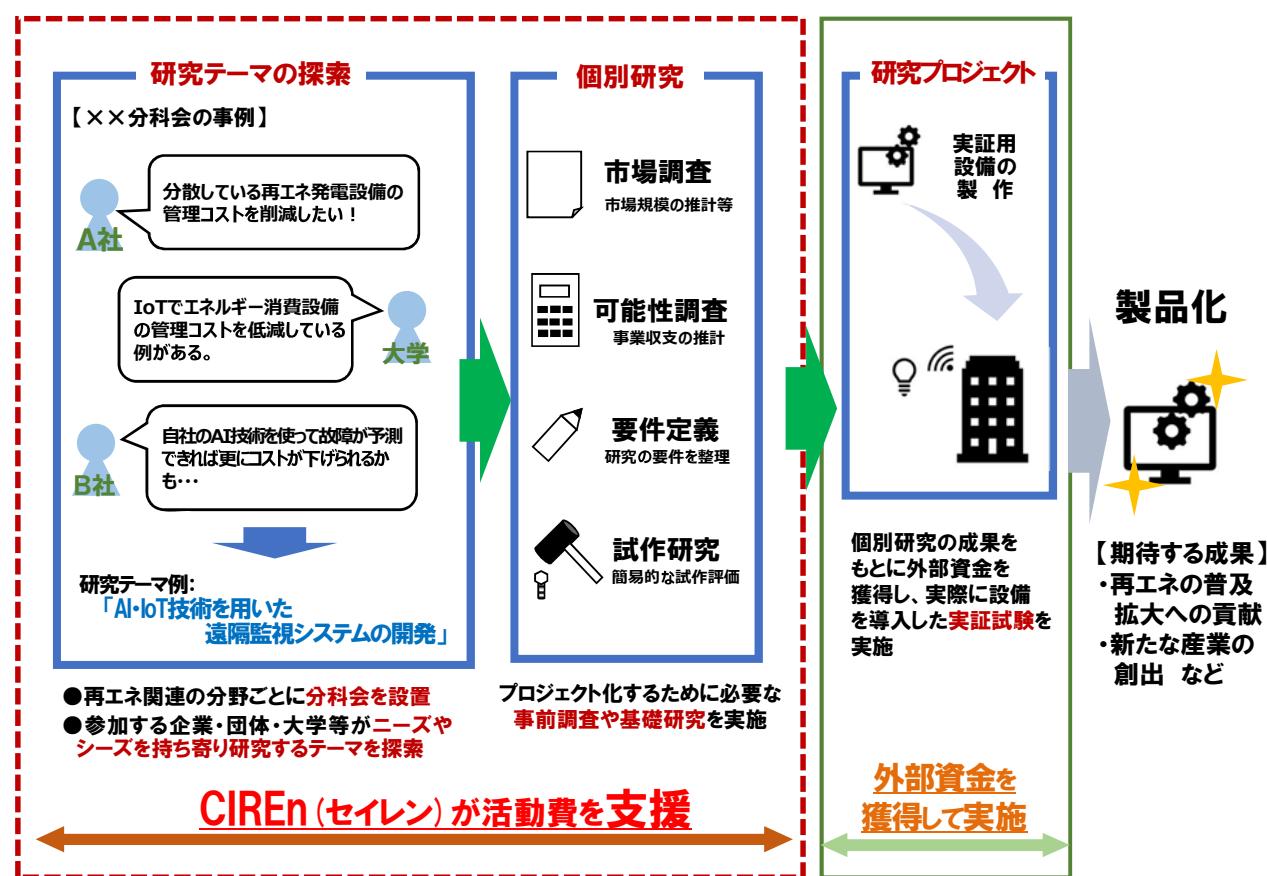
- ✓ オープンイノベーションを基軸に様々な分野の英知を結集！
- ✓ 会費無料
- ✓ 県と佐賀大学による共同事務局

○主な活動内容

交流機会の提供	研究分科会の設置、セミナー・交流会の開催
研究開発の推進	研究分科会活動への支援 等
人材育成	大学等と連携した研究開発の実施 等
市場開拓	研究開発等成果の海外展開に対する支援

4

研究開発の進め方（イメージ）



5



CIREn

Co-creative Innovation platform
for Renewable Energy

再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けた
現代版「精錬方※」

※精錬方：1852年に佐賀藩が設置した理化学研究所で、幕末・明治期の我が国の科学技術を牽引

再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム規約（案）

（名称）

第1条 本組織は、「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

（目的）

第2条 プラットフォームは、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」の実現に向け、オープンイノベーションを基軸に、産学官連携による再生可能エネルギー等の研究開発や市場開拓等を進めることで、県内の関連産業創出を加速させ、SDGs の目標 4、7、8 及び 9 の達成に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー等関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供
- (2) 研究開発の推進に関する事業
- (3) 産学官連携の推進に関する事業
- (4) 再生可能エネルギー等に関わる人材の育成に関する場及び機会の提供
- (5) 再生可能エネルギー等に関連する技術・製品等の市場開拓に関する事業
- (6) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

（入会）

第4条 プラットフォームに入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

（退会）

第5条 プラットフォームから会員が退会するときは、書面をもってその旨を届けなければならない。

（会員）

第6条 プラットフォームの会員は、第2条に定める目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる企業、団体又は個人とする。なお、プラットフォームの会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

- (1) 県内に主たる事務所若しくは事業所、又は研究開発拠点を置く企業及び団体
- (2) 前号に該当しない企業及び団体
- (3) その他プラットフォームの目的に賛同する個人等

2 会員は、このプラットフォームの運営に関し、次の提案を行うことができる。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止
- (2) 研究開発テーマ
- (3) 運営方針及び事業計画

(4) その他プラットフォームの運営の円滑化のために必要な事項

(除名)

第7条 会員がプラットフォームの目的に違反し、又はその名誉もしくは信用を著しく害した場合には、評議会の決定により会員を除名することができる。

2 会員が解散等により消滅した場合には、プラットフォームを退会したものとみなす。

(会長及び副会長)

第8条 プラットフォームに、会長及び副会長を置く。

2 会長は国立大学法人佐賀大学理工学部長をもって充てる。

3 副会長は佐賀県産業労働部長及び第6条第1項第1号の会員のうちから会長が指名した者をもって充てる。

4 会長は、プラットフォームを代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

6 会長及び副会長の任期は特に定めない。

(プラットフォーム体制)

第9条 プラットフォームに次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 評議会

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 本規約に関する事項

(4) その他プラットフォームの運営に関する重要事項

2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

3 総会の議長は、会長が務める。

4 総会の議事は、会員の総数の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

6 前項の表決又は代理人への表決の委任がない場合は、議長に一任したものとみなす。

7 緊急の必要がある場合は、会長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(評議会)

第11条 評議会は、会員を代表し、プラットフォームの運営に必要な次の事項を行う。

- (1) 研究分科会の設置、合併、分割及び廃止
 - (2) 研究支援事業の審査、選定及び評価
 - (3) 運営方針案、事業計画案の策定
 - (4) その他プラットフォームの運営の円滑化のために必要な事項の検討
- 2 評議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 3 委員は、会長が任命する。
- 4 評議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 委員長は、会務を総理し、評議会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 評議会は、委員長が招集する。
- 8 評議会の議長は、委員長が務める。
- 9 評議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 10 やむを得ず評議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 11 緊急の必要がある場合は、委員長は書面による賛否を求め、評議会の議決に代えることができる。
- 12 評議会の庶務は、プラットフォームの事務局において処理する。

(研究分科会)

- 第 12 条 プラットフォームの活動として、一定の課題の下で専門的技術やアイデアを持ち寄り、市場分析や研究開発等に取り組むための研究分科会を設置することができる。
- 2 研究分科会は、会員のうち、研究分科会の活動に主体的に協力するものを構成員として組織し、オープンイノベーションを基軸に次の事項を行う。ただし、第 3 号のうち、知的財産に関する利害調整等が必要な場合は、クローズドイノベーションとする。
- (1) 構成員のシーズ及びニーズの共有、分析及び評価
 - (2) 個別研究テーマの探索及び市場分析
 - (3) 研究開発及び実証研究の実施
 - (4) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動
- 3 研究分科会の活動内容は、適宜評議会へ報告しなければならない。
- 4 研究分科会には、座長 1 人及び副座長 1 人以上を置く。
- 5 座長は、評議会で選任する。
- 6 副座長は、研究分科会構成員の中から座長が指名するものとし、指名後は評議会に報告するものとする。
- 7 座長は、研究分科会の管理運営及び総合調整を行う。
- 8 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故のあるときは、座長の職務を代行する。

(会費)

第 13 条 会費の徴収は、行わない。なお、個別の活動に必要な経費（交通費等）は、会員自ら負担する。

(会計)

第 14 条 プラットフォームの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 15 条 プラットフォームの事務局は、佐賀県産業労働部新エネルギー産業課及び国立大学法人佐賀大学理工学部に置く。

2 前項の事務局は、プラットフォームの運営に係る総務及び庶務全般の業務を行う。

(情報の取扱い)

第 16 条 プラットフォームの活動においては、秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。）を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 プラットフォームにおける研究分科会で得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、研究分科会の座長及び関係する会員間での協議を踏まえ、評議会において決定する。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年 月 日から施行する。

2 プラットフォームの当初の会計年度は、第 14 条の規定に関わらず、施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

関連産業の創出に資する情報や交流機会の提供

1 設立記念交流会の開催

期日：令和元年11月7日（木）14時30分～17時10分

場所：ガーデンテラス佐賀（佐賀市）

内容：設立記念講演（講師（予定）：トヨタ自動車株式会社 張 富士夫相談役）

研究開発等事例紹介 等

懇親会（会費制）を併せて実施予定

2 研究分科会の設置

令和元年度は、以下の9つのテーマの研究分科会を設置し、プラットフォーム会員間の交流を通じてオープンイノベーションによる研究開発や事業モデルの創出を推進する。

<令和元年度に設置する分科会の9つのテーマ>

洋上風力発電、太陽光発電、海洋温度差発電関連技術、電気化学、遠隔監視、無線電力伝送、

未利用熱利用空調システム、レアメタル回収、ものづくり

研究開発・産学官連携の推進

1 研究支援事業

研究分科会が行う研究開発や製品開発に繋がる取組に対し支援する。

事前調査事業

対象事業：研究テーマ探索に必要な調査、基礎的研究等

支援上限額：A 100万円（採択件数：2件以内）

B 50万円（採択件数：3件以内）

C 25万円（採択件数：2件程度）

試作研究等事業

対象事業：研究テーマに関する市場分析、可能性検討、基礎的研究、試作評価等

支援上限額：400万円（採択件数：2件）

事業への応募は研究分科会の座長が行い、評議会審査により支援先及び額を決定する。

なお、評議会審査により予算の範囲内で採択件数の増減を可能とする。

2 研究開発に資する情報等の提供

（例）先進事例等の紹介、国等の次年度事業（予算）情報提供 等

広報事業

ホームページ開設による情報発信

令和元年度収支予算(案)

1 収入の部

(単位：千円)

項目	予算額	備 考
負担金	20,000	県負担金
合 計	20,000	

2 支出の部

(単位：千円)

項目	予算額	備 考
研究支援事業費	12,000	
企業等交流活動費	1,460	交流会開催経費（講師謝金、会場借上料等） 評議会開催経費（委員謝金、旅費等） その他必要経費
情報収集活動事業費	780	国補助事業の事前相談に係る経費
広報活動事業費	1,160	ホームページの開設・維持管理に係る経費 会員等への情報発信に係る経費
佐賀大学事務局 管理運営費	4,600	事業の管理運営に必要な経費(光熱水費、人件費等) (直接事業費の30%を超えない額)
合 計	20,000	

令和元年度設置予定の研究分科会一覧

資料5

研究分科会名	主たる研究者		検討内容
1.洋上風力発電	石田 茂資	萩原 世也	<ul style="list-style-type: none"> ○洋上風力発電に関する技術 ○浮体式基礎、着床式基礎、電力貯蔵、浮体挙動、構造解析、海洋工学 など
2.太陽光発電	田中 徹	郭 其新	<ul style="list-style-type: none"> ○各種太陽光発電に関する研究開発 ○太陽電池材料・薄膜、発電システム、他の光デバイス ○シンクロトロン放射光利活用 など
3.海洋温度差発電 関連技術	池上 康之	安永 健	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉水や廃熱などの低位熱回収、利用、発電、生物防汚(付着防止)技術 ○電力安定化(水素による電力貯蔵等) ○海洋深層水など海水の有効利用 など
4.電気化学	富永 昌人	矢田 光徳	<ul style="list-style-type: none"> ○電気化学を基礎にした、二次電池、燃料電池、水の電気分解、二酸化炭素還元 ○ナノカーボン、セラミック粒子、金属微粒子、薄膜合成等の材料技術など
5.遠隔監視	後藤 聰	松田 吉隆	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔地にある発電設備や産業機械等を低成本で監視する技術や仕組 ○エネルギーの需給予測、Webアプリケーション、データ処理、信号処理 など
6.無線電力伝送	大石 敏之	豊田 一彦	<ul style="list-style-type: none"> ○家電や産業機械などに電波にて電力を供給する技術に関する研究 ○アンテナ、高周波を直流に変換する電子回路や半導体デバイス など
7.未利用熱利用 空調システム	小島 昌一	中大窪 千晶	<ul style="list-style-type: none"> ○未利用熱を活用した空調システム検討(福祉施設などを想定) ○未利用熱とLPGの複合利用による自律型の空調システムの検討 など
8.レアメタル回収	大渡 啓介	山田 泰教	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃液などからのレアメタル回収や有害元素の除去 ○各種金属分離剤の開発 ○金属の濃度定量分析 など
9.ものづくり	張 波	大島 史洋	<ul style="list-style-type: none"> ○材料工学や学内の工作設備を活用したものづくり相談及び支援拠点化 ○設計・加工技術等の高度化・合理化 ○ものづくりに関する人材育成 など